

# 財団法人新潟勤労者福祉振興協会寄付行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人新潟勤労者福祉振興協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県新潟市中央区鐘木185番地18に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、勤労者の教養、文化および福祉の向上に関する事業、健康の増進に関する事業等を行うことにより、勤労者の職業生活上の環境の整備改善等を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の教養、文化および福祉の向上に関する事業
- (2) 勤労者の健康の増進に関する事業
- (3) 勤労者の職業相談および職業情報の提供に関する事業
- (4) 新潟勤労者総合福祉センターの管理および運営に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産および会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の承認を得て、その一部を処分し、または、その全部若しくは一部を担保に供することができる。

4 前項ただし書の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

5 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理する。その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署、銀行その他金融機関への定期預金、信託会社への信託、国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第10条 この法人の事業計画および予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画または予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告および決算)

第11条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告および決算を調整し、事業年度終了後50日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

### 第3章 役員および職員

(役員の種類)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 専務理事 1人

- (4) 常務理事 1人
- (5) 理事（理事長、副理事長、専務理事、および常務理事を含む。）  
8人以上15人以内

- (6) 監事 2人

（役員を選任）

第14条 理事および監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、および常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事、監事および評議員は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長の職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、この法人の業務を掌理し、理事長および副理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長、および専務理事を補佐し、この法人の日常の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産および会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計および業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会または新潟県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

（役員任期）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

（役員解任）

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬および費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

（事務局）

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 理事会

### (構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第21条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

### (開催)

第22条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により監事が招集するとき。

### (招集)

第23条 理事会は、前条第3号の場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

### (議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第26条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

### (書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

### (議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

- (1) 理事会の日時および場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要および結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事の中からその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 名誉会長および顧問

（名誉会長および顧問）

第29条 この法人に、名誉会長および顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長および顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長および顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ、または理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 評議員および評議員会

（評議員）

第30条 この法人に、評議員8人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員には、第16条、第17条並びに第18条第1項本文、第2項及び第3項（費用弁償に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第7章 寄付行為の変更および解散

( 寄付行為の変更 )

第 32 条 この寄付行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

( 解散および残余財産の処分 )

第 33 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、新潟県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得た上、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

3 前 2 項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

## 第 8 章 補 則

第 34 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

### 附 則

1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第 10 条第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、別紙事業計画書および予算書のとおりとする。

### 附 則

この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可のあった日から施行する

( 平成 6 年 5 月 9 日 )

この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。

( 平成 6 年 7 月 21 日 )

この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。

( 平成 12 年 5 月 25 日 )

この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。

( 平成 15 年 5 月 8 日 )

